

# ETCカードセーフティサービス 利用開始届

協同組合MEK 行

① 届出年月日	年 月 日
② 会社名	®
③ 所在地	
④ 御担当者	TEL ( )
⑤ 利用開始月	年 月 から利用開始
⑥ 備考	

《サービスご利用条件》

- ・盗難発生後、3日以内に警察へ盗難届が提出されていること
- ・盗難発生後、3日以内に弊組合へ「ETCカード盗難被害報告書」と警察へ提出された盗難届の控えをFAXしていただくこと
- ・サービス料をお支払い頂いていること  
(利用開始月のETCカード走行分と併せて請求となります)

**FAX送信先**

**03-3458-0885**